


# 介護保険料のお知らせ

【問合せ先】市民生活課介護保険係 ☎②3611

介護保険料を年金から納めている方	市が発送する納付書で介護保険料を納めている方
<p>29年度の介護保険料は6月に世帯の所得状況が確定した後、表1の区分で年間の保険料を決定します。</p> <p>このため、介護保険料を年金の引き去りで納めている方は、表2のとおり4月から8月までは仮徴収とし、保険料が確定した後の10月以降は本徴収で年金から引き去ります。</p> <p>なお、年間保険料は7月中旬に決定通知書を郵送しお知らせします。</p> 	<p>7月中旬に納付書を送付しますので、納期(7月～翌年2月の全8回)ごとに納めてください。</p> <p>口座振替をご希望の場合は、預貯金通帳とその通帳に使用している印かんを持参の上、金融機関または郵便局で手続きしてください。</p> <p>40歳以上64歳までの方の保険料は、加入している健康保険によって異なりますので、各健康保険へお問い合わせください。</p> <p>昨年9月までに65歳を迎えた方や三笠市に転入した方は、4月の年金から引き去りを開始します。表1の年間保険料を6等分し100円未満を切り捨てた額が仮徴収されます。対象となる方には、4月上旬に仮徴収の通知を送付しますのでご確認ください。</p>

## 29年度介護保険料

〔表1〕

所得段階	対象者	年間保険料
第1段階	生活保護受給者。世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者および課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	27,300円
第2段階	世帯の全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	45,400円
第3段階	世帯の全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	45,400円
第4段階	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	54,500円
第5段階	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	60,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	72,700円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	78,800円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	90,900円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方	103,100円

## 年金からの引き去り方法

〔表2〕

29年度仮徴収	平成29年 4月 29年 6月 29年 8月	原則、29年2月の保険料と同額を仮徴収として年金から引き去ります。(※)
29年度本徴収	平成29年10月 29年12月 30年 2月	年間保険料が決定した後に、残りの保険料を年金から引き去ります。

※6月と8月の仮徴収額は、年金から引き去りされる保険料の金額を均等にするため、2月の引き去り額と違う場合がありますのでご了承ください。

# 固定資産税のお知らせ

【問合せ先】税務財政課市税係 ☎ 3186

## 固定資産税評価額の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

29年度の土地・家屋の評価額を次のとおり縦覧できます。

この縦覧制度は、固定資産税の納税者がほかの土地や家屋の価格を閲覧することで、課税が適正であるか判断するための制度です。

### 【縦覧できる内容】

▼土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、価格

▼家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、構造、種類、床面積、価格

※所有者の住所、氏名などの所有者情報を縦覧することはできません。

【期間】4月3日(月)～5月1日(月)／午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

【場所】税務財政課市税係

【対象】三笠市の固定資産税納税義務者

※土地のみを所有している方は、家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することはできません。

※家屋のみを所有している方は、土地価格等縦覧帳簿を縦覧することはできません。

※縦覧の際には、マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など、本人確認できるものを持参してください。代理の場合は、納税義務者からの委任状が必要です。

## 固定資産税の届け出

市では年に一度、市内の家屋調査を実施していますが、課税誤りを防止するため、次の場合はご連絡ください。

▼住宅を新築・増築した場合

▼車庫や物置を新たに建てた場合

▼建物を取り壊した場合

※登記物件は「滅失登記」が必要です。

【登記に関する届出先】札幌法務局岩見沢支局(岩見沢市有明町南1-12) ☎ 0126-22-0619

## 固定資産税のQ&A

### ◆納税義務者とは？

土地、家屋および償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方です。

ただし、所有している方が賦課期日前に亡くなった場合には、賦課期日現在でその土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

### ◆税額はどのように計算するの？

固定資産の価格から決定した課税標準額に税率1.75%を乗じて計算します。

なお、同一人が所有する市内の土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合、固定資産税は課税されません。

▼土地	30万円
▼家屋	20万円
▼償却資産	150万円

### ◆車庫や物置にも税金が掛かるの？

屋根があり、周囲の四方向すべてが壁、または三方向が壁となっている建物は、ほとんどが固定資産税の課税の対象となる家屋に該当します。

家屋として認定されれば、車庫や物置でも課税の対象となります。

### ◆家屋を取り壊したら届けるの？

家屋を取り壊したときは「滅失届」を提出してください。現地を確認して翌年度の課税の対象から除きます。登記されている家屋の場合は、法務局で滅失登記の手続きをしてください。

### ◆所有者が亡くなった場合の手続きは？

所有者が亡くなった場合、相続登記が完了するまでの間、相続人の代表者を定めて「相続人代表者指定届」を提出してください。

### ◆所有者に代わって税金の管理をするときは？

納税通知書の管理をする方を定める場合は「納税管理人届」を提出してください。

※口座振替で納税している場合は、口座振替の変更の手続きも併せて行ってください。

